

会員各位

米国内国歳入法典第 883 条規則に基づく 米国源泉の運賃・用船料についての免税のための手続き義務について

2003 年 8 月に国際運輸業所得の相互免税を規定する米国内国歳入法第 883 条（以下 IRC883）に関する規則が改正され、米国源泉の国際運輸業所得（運賃、備船料）についての情報開示義務（申告義務）が課されることとなった旨の情報が複数の会員より寄せられております。この改正により、米国寄港船を保有する仕組船会社等の船主は、米国当局に「税務申告書」（及び「開示報告書」）を提出することが必要となりましたのでご連絡申し上げます。

1. 免税手続きについて【仕組船会社の扱い】

IRC883 の改正により、米国源泉の国際運輸業所得について免税を受けるための申告について、邦船オペレーターでは、これまで通りに租税条約に基づいた手続き（form1120F の提出等）を行っていただくこととなりますが、仕組船会社（パナマ、リベリアなどへの便宜置籍船会社）等の船主についても免税のための申告手続きをしなければ、米国源泉の備船料について課税される可能性があります。

（IRC883 の改正の骨子）

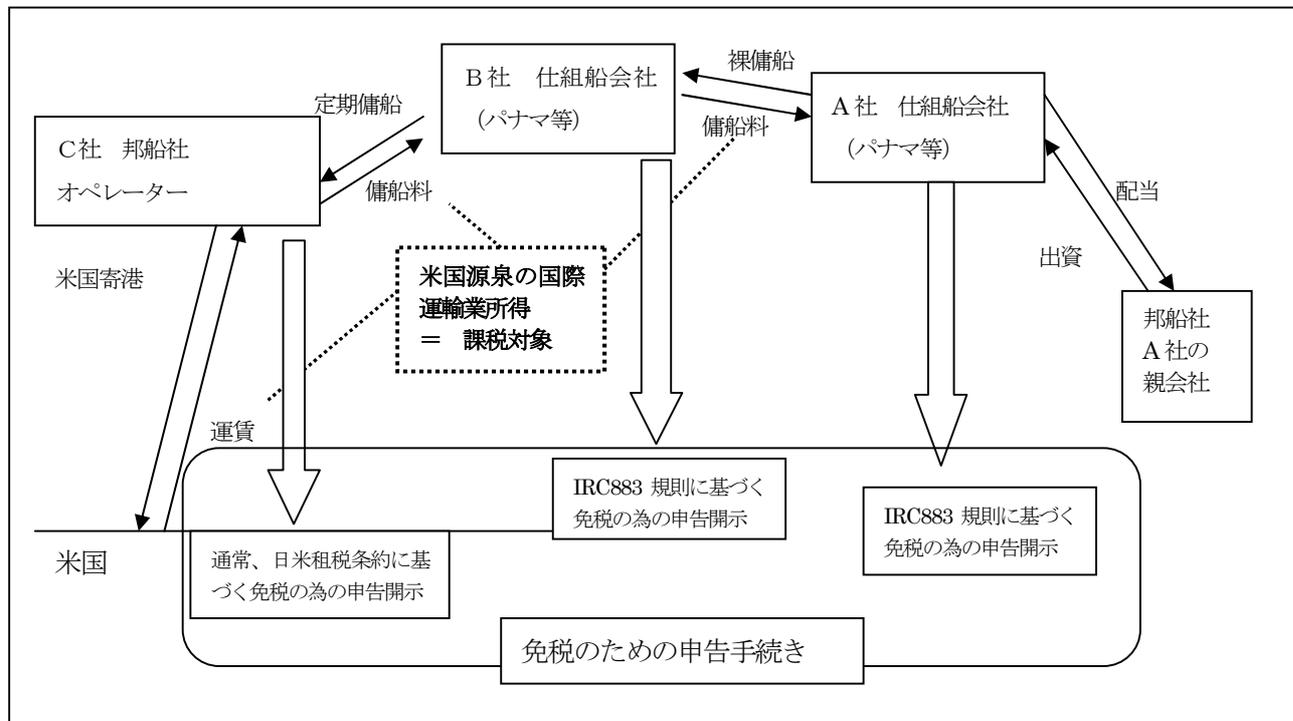
- ・従来の規則は、互惠主義（外国法人の所在する国が同等の措置を米国法人に対して定めていること）を前提として船舶の運用に係る所得は免税である、という簡単なものであったが、今般、以下のような詳細な規則があらたに制定（明文化）された。
- ・仕組船会社等の船主が他社に船舶を貸船に出し、貸船を受けた会社が米国領海内で当該船舶を運航して収益を得る場合には、当該船主が稼得する用船料は米国領海内で稼得されるものとされ、米国で課税対象となる。なお、船主は Disponent owner のみならず、Original owner に遡り対象となる。（次ページの図 1 ご参照）
- ・規則変更前は、IRC883 の免税取扱いを受けるための条件として開示報告書等の提出義務はなかったが、規則の変更により開示報告書の提出が義務付けられた。開示報告書の提出がない場合には IRC883 の免税措置が受けられなくなる、すなわち、米国税法上計算される税額（外形的に「米国寄港次航に係わる用船料収入 × 50%」を課税標準とし、税率 4%で課税）の支払い義務を免除されなくなる可能性があります。

2. 申告手続きの適用期限

この規則は、2004 年 9 月 24 日以降から始まる事業年度から開始となり、米国国内に恒久的施設（PE）を有しない場合には、2005 年 12 月期決算会社は、2006 年 6 月 15 日までに申

告することとなり（6ヶ月の延長申請が可能。延長申請により2006年12月15日まで）、2006年3月期決算会社では、9月15日までに申告（上記同様に延長申請により翌年3月15日まで）することとなります。

【図1】



(注)・IRC883によれば、船舶が米国を起点あるいは終点とする国際運輸所得は「米国源泉の国際運輸業所得」となります。また、用船者が運航する船舶が上記の国際運輸を行なった場合、その船舶の所有者にまで遡り、それぞれの用船料にかかわる所得は「米国源泉の国際運輸業所得」となります。上記図で、C社の運航船が米国に寄港していますので、A社、B社、C社の3社ともに米国源泉所得が発生し、米国当局に対して申告の必要があります。

3. IRC883（免税規程）に基づき免税を受けるための要件について

以下による申告開示が求められています。

- ・ 米国申告書（Form1120F：外国法人のための法人税申告書）を提出、それに添付する形で、下記の「開示報告書」も提出。
- ・ 「開示報告書」の内容は、下記のとおり。
 - (A) 法人名および住所（郵便番号を含む）
 - (B) 法人の米国納税者番号（EIN）
 - (C) 法人の設立国
 - (D) 米国法人が同様の取扱を受けることを示す法令等根拠条文（租税条約 or 国際運輸業所得に関する免税協定上の規定により恩典を受けていることを示すため）
 （ご参考添付「パナマの場合」：AGREEMENT, TAX-TREATIES-RPTR 7403 Panama, SHIPPING AND AIRCRAFT AGREEMENT）
 - (E) 免除となる所得（米国寄港に係わるもののみ）の区分（下記等）

- (1) 乗客や貨物の運輸収入
- (2) 船舶の定期または航海（全航海）傭船料収入
- (3) 船舶の裸傭船賃貸収入
- (F) 免除が求められる所得の各区分毎に簡単に分かる範囲の総収入金額の合理的見積り。（注1）
- (G) 法人の株式情報
- (H) 1120 様式およびそれに付随する指示により指定された、その他の関連情報

（注1）具体的な計算方法例（合理的であれば他の算出も可）

傭船料所得において、

国際運輸に従事したとみなされる金額＝

$$\text{傭船料} \times \frac{\text{船舶が国際運輸業に供されている期間（日数）}}{\text{事業年度と傭船期間のうち短い日数}}$$

以 上